



新成人のみなさんへ 多久市成人式のご案内

平成23年多久市成人式を1月3日に行います。多久市に住民登録（11月1日現在）をされている新成人の方々には、案内状を送ります。

（事前の参加申込は不要です）

進学や就職などで市外に転出されている方で、出席を希望される方は、氏名・生年月日・案内状送付連絡先・電話番号をご連絡ください。みなさん、ぜひご参加ください。

- 日 時 平成23年1月3日(月)
開式11時（開場10時30分）
- 会 場 多久市中央公民館大ホール
- 対象者 平成2年4月2日～
平成3年4月1日までに生まれた方
- 申し込み・問い合わせ
教育委員会 生涯学習課（中央公民館内）
☎74-3241 FAX74-3284
✉ shogaigakushu@city.taku.lg.jp
※市のホームページにも掲載
<http://www.city.taku.lg.jp/>

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

12月15日～24日 冬の交通安全県民運動

12月15日(水)～24日(金)までの10日間、『冬の交通安全県民運動』を行います。年末は特にあわただしい時期で、忘年会など飲酒の機会が多くなるため、交通事故が多発する傾向があります。お互いが交通ルールとマナーを守って、事故を防ぎましょう。

運動の重点目標

①高齢者の交通事故防止

高齢の歩行者やドライバーに対する「思いやり」を意識しましょう。

②飲酒運転の根絶

運転するなら酒を飲まない。

酒を飲んだら運転しない。

運転する人に酒をすすめない。

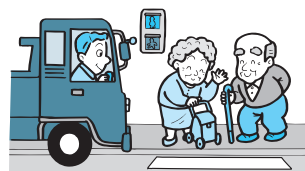
酒を飲んだ人に運転をさせない。

③追突事故の防止

人身交通事故の4割以上が追突によるものです。常に前方

に気をつけて、車間距離を十分に

とって運転しましょう。



■問い合わせ

市民生活課 生活環境係

☎75-6117

1月は固定資産税（償却資産）の申告期間です

固定資産税の償却資産とは土地・家屋以外で、事業のために使用する機械や設備などの資産のことをいいます。多久市内に償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただく必要があります。

（地方税法 第383条）

■申告する必要がある事業主

一般企業のほかに、工業や商業、飲食店、医業、農業などの個人経営者も対象です。

■申告の対象となる資産

事業に使用する構築物や設備、機械、車両、備品や機具など。事業用資産の修繕・改良に要した費用。

耐用年数が過ぎていても、なお使用している資産。

■申告の必要がないもの

耐用年数が1年未満の資産。
取得金額が10万円未満の資産で、確定申告で償却資産として計上しないもの。

取得金額が20万円未満の資産で、確定申告で一括償却しているもの。

*所得税の確定申告との違い

・平成23年1月1日現在で所有している資産を計上してください。
・資産の取得金額の計上について、圧縮は認められません。
・減価償却は定率法により評価額を算出します。

・家屋として固定資産税が課税されているもの。
・リース（賃貸）により使用しているもの。
・自動車税または、軽自動車税が課税されているもの。
・多久市以外の市町村に有するもの。
（その資産が所在する市町村に申告してください）

申告された資産の評価額の合計が150万円以上の場合に、平成23年度の固定資産税が課税されます。

・昨年申告された方には、申告用の書類を12月中旬に郵送します。今回初めて申告される方は、税務課までお問い合わせください。

■申告の期限

平成23年1月31日(月)

■問い合わせ

税務課 課税係 ☎75-2126